

公布した条例一覧

令和6年

公布番号	条例名
2	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3	公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
4	杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例
5	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例
6	杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例
7	杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
8	杉並区職員定数条例の一部を改正する条例
9	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
10	杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例
11	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
12	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例
13	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
14	杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例
15	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
16	杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第2号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1の15の項の次に次のように加える。

15の2 区長	子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2中39の2の項を39の2の2の項とし、39の項の次に次のように加える。

39の2 区長	子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> <u>法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 区長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 区長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有す</p>

るものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

るものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第3号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 地方税共同機構

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例新旧
対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 地方税共同機構</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2及び3 略</p>

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第4号

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例

杉並区立こども発達センター条例（平成8年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に、「他の」を「保育所その他の」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前2号に掲げるもののほか、心身障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助に関すること。

第3条第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定（「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び<u>保育所その他の施設</u>への巡回指導に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）<u>、</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p> <p>(4) <u>前2号に掲げるもののほか、</u><u>心身障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び<u>他の</u>施設への巡回指導に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）<u>、</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第18項</u>に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p>

助に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用することができる者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 略

(2) 前条第2号から第5号までに規定する事業（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。） 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3)及び(4) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用することができる者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 略

(2) 前条第2号から第4号までに規定する事業（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。） 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3)及び(4) 略

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第5号

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第14条中「第15条第9号」を「第15条第11号」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項を

ウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び同条第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「第59条の19第2項第2号から第4号までの規定」を「第59条の19第2項第2号、第4号及び第5号」に、「同項第5号」を「同項第3号中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の9第6号」と、同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第59条の24ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 指定療養通所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第5項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する

診療所であるものに限る。）」を削り、「、第9項及び次条第1項」を「及び第9項」に改める。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条第1項中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医

療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第6項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条第1項中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させる

ことができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第3項中「除く。以下」を「除く。」に改め、同条第7項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第165条の2中「医師」の次に「及び第172条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（次に掲げる要件を満たす医療機関をいい、第3号の要件を満たす医療機関にあつては、病院に限る。以下この条において同じ。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないものとする。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人

福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第6項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、

又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第2条 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第44条第5項において同じ。）」を削り、「同条第6項」を「第44条第6項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条中第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第5項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、「、第9項及び次条第1項」を「及び第9項」に改める。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条第1項中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能とな

った場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第3条 杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成27年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、その指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「その指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防

支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第12条の見出し中「利用料」を「利用料等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の支払を受ける利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「並びにサービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月以後3月ごとの期間(以下このイにおいて「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により区長から情報の提供を求められた場合に

は、その求めに応じなければならない。

第4条 杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例（平成30年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第18号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号ア

の次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第3号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号イ中「第15条第7号」を「第15条第9号」に改め、

同号ウ中「第15条第9号」を「第15条第11号」に改め、同号エ中「第15条第13号」を「第15条第15号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第15条第13号」を「第15条第15号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第15条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第15条第28号」を「第15条第30号」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定、第3条の規定による改正後の杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第23条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定及び第4条の規定による改正後の杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例第24条第3項（同条例第32条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなけ

れば」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

第5条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する
 条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等
 の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支 障がない場合は、前項本文の規定にか かわらず、当該施設等の職員をオペレ ーターとして充てることできる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員</p>	<p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支 障がない場合は、前項本文の規定にか かわらず、当該施設等の職員をオペレ ーターとして充てることできる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） <u>健康保険法等の一部を改正す る法律（平成18年法律第83号） 附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとさ れた同法第26条の規定による改正 前の法第48条第1項第3号に規定 する指定介護療養型医療施設（以下 「指定介護療養型医療施設」とい う。）</u></p> <p>（12） 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員</p>

等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定

等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定

居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例（平成30年杉並区条例第4号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28第1項及び第59条の29第2項において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（7） 略

（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」とい

居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例（平成30年杉並区条例第4号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28第1項及び第59条の29第2項において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（7） 略

う。)を行ってはならない。

(9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

(11) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項 を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項

(8) 略

(9) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項 を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による区への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の配置の基準)

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書

(5) 第28条に規定する区への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の配置の基準)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指

定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略
(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する

定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略
(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する

指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、

指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、

利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職

利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職

務に従事し、又は_____他の
の事業所、施設等の職務に従事するこ
とができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱
方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護
の方針は、次に掲げるところによるも
のとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護事業者
は、指定地域密着型通所介護の提供
に当たっては、当該利用者又は他の
利用者等の生命又は身体を保護する
ため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者
は、前号の身体的拘束等を行う場合
には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由を記録しなければなら
ない。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、
利用者に対する指定地域密着型通所介
護の提供に関する次に掲げる記録を整

務に従事し、又は同一敷地内にある他
の事業所、施設等の職務に従事するこ
とができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱
方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護
の方針は、次に掲げるところによるも
のとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、
利用者に対する指定地域密着型通所介
護の提供に関する次に掲げる記録を整

備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型

備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型

通所介護の事業について準用する。
この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「運営規程（第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第59条の20の3において読み替えて準用する第34条第1項において同じ。）の概要、共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場

通所介護の事業について準用する。
この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「運営規程（第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第59条の20の3において読み替えて準用する第34条第1項において同じ。）の概要、共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場

合」と、第59条の9第3号中「次条第1項」とあるのは「第59条の20の3において準用する次条第1項」と、同条第4号及び第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「次節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号、第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第3号中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の9第6号」と、同項第6号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第7号中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の

合」と、第59条の9第3号中「次条第1項」とあるのは「第59条の20の3において準用する次条第1項」と、同条第4号及び第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「次節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号

_____中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の

17第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他_{_____}の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 指定療養通所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

17第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他_{_____}の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第6項、第110条第8項及び第191条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について規則で定める基準

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設 _____
_____の運営（第82条第6項、第110条第8項及び第191条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について規則で定める基準

を満たす者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、なお、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

を満たす者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、なお、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 略

(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条 において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型

(5) 略

(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型

通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護

通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護

事業所の他の職務に従事し、又は他の
事業所、施設等の職務

_____に従事することができるものとする。

2 及び 3 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的
取扱方針)

第9 2条 指定小規模多機能型居宅介護
の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

事業所の他の職務に従事し、又は当該
指定小規模多機能型居宅介護事業所に
併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務、同一敷地内の指定
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時
対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 及び 3 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的
取扱方針)

第9 2条 指定小規模多機能型居宅介護
の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的

_____を行ってはない。

(6) 略

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 略

(9) 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を

拘束等」という。）を行ってはない。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び

（記録の整備）

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び

事故に際して採った処置についての
記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活
介護事業者は、共同生活住居ごとに専
らその職務に従事する常勤の管理者を
置かなければならない。ただし、共同
生活住居の管理上支障がない場合は、
当該共同生活住居の他の職務に従事
し、又は_____他の事業
所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものと
する。

2及び3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、
同時に介護保険施設、指定居宅サー
ビス、指定地域密着型サービス（サテラ
イト型指定認知症対応型共同生活介護
事業所の場合は、本体事業所が提供す
る指定認知症対応型共同生活介護を除
く。）、指定介護予防サービス若しく
は指定地域密着型介護予防サービスの
事業を行う事業所、病院、診療所又は
社会福祉施設を管理する者であっては
ならない。ただし、_____

事故に際して採った処置についての
記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活
介護事業者は、共同生活住居ごとに専
らその職務に従事する常勤の管理者を
置かなければならない。ただし、共同
生活住居の管理上支障がない場合は、
当該共同生活住居の他の職務に従事
し、又は同一敷地内にある他の事業
所、施設等若しくは併設する指定小規
模多機能型居宅介護事業所若しくは指
定看護小規模多機能型居宅介護事業所
の職務に従事することができるものと
する。

2及び3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、
同時に介護保険施設、指定居宅サー
ビス、指定地域密着型サービス（サテラ
イト型指定認知症対応型共同生活介護
事業所の場合は、本体事業所が提供す
る指定認知症対応型共同生活介護を除
く。）、指定介護予防サービス若しく
は指定地域密着型介護予防サービスの
事業を行う事業所、病院、診療所又は
社会福祉施設を管理する者であっては
ならない。ただし、これらの事業所、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。）を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場

施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう_____。）を定めておかなければならない。

合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならぬ。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者

者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者

者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者

者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めな

なければならない。

7 略

8 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

2 略

3 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対

応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第130条 略

2～5 略

6 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第130条 略

2～5 略

6 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 略

7～9 略

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。）を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協

7～9 略

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう_____。）を定めておかなければならない。

力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による 結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条 の規定による 区への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する 結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条 に規定する 区への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条

第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の

第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の

1 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 5 9 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 9 9 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第 1 5 1 条 略

2 略

3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。_____第 7 項第 1 号及び第 1 6 項において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつ

1 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 5 9 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 9 9 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第 1 5 1 条 略

2 略

3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下第 7 項第 1 号及び第 1 6 項において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつ

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(次に掲げる要件を満たす医療機関をいい、第3号の要件を満たす医療機関にあつては、病院に限る。以下この条において同じ。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院 等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)を定めておかなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第

2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条

2 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条

の規定による区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあ

に規定する区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあ

るのは「要介護認定」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12

るのは「要介護認定」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12

条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・

条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・

随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する

随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する

前条第3項」と、同項第7号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第191条 略

2～5 略

6 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

7～13 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ

前条第3項」と、同項第7号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第191条 略

2～5 略

6 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) 略

7～13 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ

ればならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 1 9 7 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を 妥当適切に行うものとする。

ればならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 1 9 7 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で _____

妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次

(2)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次

に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)及び(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第9

に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)及び(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第9

5条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護

5条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護

従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第11項」とあるのは「第191条第12項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、第106条中「第82条第5項の表の中欄」とあるのは「第191条第6項各号」と読み替えるものとする。

従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第11項」とあるのは「第191条第12項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、第106条中「第82条第5項の表の中欄」とあるのは「第191条第6項各号」と読み替えるものとする。

第2条による改正（杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
(管理者)	第6条	単独型・併設型指定介護予防認	(管理者)	第6条	単独型・併設型指定介護予防認

知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは_____健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) _____第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設_____

知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第5項に

_____の運営（第44条第6項及び第71条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について規則で定める基準を満たす者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、なお、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする。

2 略

（揭示）

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症

_____において同じ。）の運営（同条第6項_____及び第71条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について規則で定める基準を満たす者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、なお、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする。

2 略

（揭示）

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症

対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）

を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第40条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による

対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____

を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第40条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による区への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 指定介護予防認知症対応型通

(3) 第24条に規定する区への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

所介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る

_____に從事
することができるものとする。

2及び3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業者は、指定介護予防小規模
多機能型居宅介護の提供に当たって

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業者（指定地域密着型サービス基
準条例第6条第1項に規定する指定定
期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
者をいう。以下同じ。）が、指定夜間
対応型訪問介護事業者（指定地域密着
型サービス基準条例第47条第1項に
規定する指定夜間対応型訪問介護事業
者をいう。以下同じ。）、指定訪問介
護事業者（指定居宅サービス等の事業
の人員、設備及び運営に関する基準
（平成11年厚生省令第37号。以下
「指定居宅サービス等基準」とい
う。）第5条第1項に規定する指定訪
問介護事業者をいう。以下同じ。）又
は指定訪問看護事業者（指定居宅サー
ビス等基準第60条第1項に規定する
指定訪問看護事業者をいう。以下同
じ。）の指定を併せて受け、一体的な
運営を行っている場合には、これらの
事業に係る職務を含む。）若しくは介
護予防・日常生活支援総合事業（第1
号介護予防支援事業を除く。）に從事
することができるものとする。

2及び3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業者は、指定介護予防小規
模多機能型居宅介護の提供に当たって

は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

_____を行って

はならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に

は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他

利用者の行動を制限する行為（以下

「身体的拘束等」という。）を行って

はならない。

2 略

における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（1）及び（2） 略

（3） 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4） 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（5） 次条において準用する第24条の規定による区への通知に係る記録

（6） 次条において準用する第36条

（記録の整備）

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（1）及び（2） 略

（3） 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4） 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（5） 次条において準用する第24条に規定する区への通知に係る記録

（6） 次条において準用する第36条

第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は _____ 他の事業所、施設等 _____ の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病

第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病

院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____
_____当該共同生活住居の
管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。_____
_____以下この条において同じ。）を定めておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____
_____これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の
管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう_____
_____。）を定めておかなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能

となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び

2 略

3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する区への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び

事故に際して採った処置についての
記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」

事故に際して採った処置についての
記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」

と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第3条による改正（杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、その指定に係る事業所</u> _____ <u>ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、その指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければなら</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者</u> _____ <u>は、その指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p>

ない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、その指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所 _____ ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する _____

_____ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員 _____

介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 略

(利用料等の受領)

第12条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の支払を受ける利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対

_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 略

(利用料の受領)

第12条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対

して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置

者である指定介護予防支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定により
指定介護予防支援の一部を委託する
場合は、次に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業
者に対し、指定介護予防支援の業務
を実施する介護支援専門員が、第3
条、この章及び次章の規定 (第32
条第29号を除く。) を遵守するよ
う措置させなければならないこと。

(揭示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、
指定介護予防支援事業所の見やすい場
所に、運営規程の概要、担当職員の勤
務の体制その他の利用申込者のサービ
スの選択に資すると認められる重要事
項 (以下この条において「重要事項」
という。) を揭示しなければならない。
い。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事
項 _____ を記載した書面を当該指
定介護予防支援事業所に備え付け、か
つ、これをいつでも関係者に自由に閲
覧させることにより、前項の規定によ

して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者

_____ は、
法第115条の23第3項の規定によ
り指定介護予防支援の一部を委託する
場合は、次に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業
者に対し、指定介護予防支援の業務
を実施する介護支援専門員が、第3
条、この章及び次章の規定 _____
_____ を遵守するよ
う措置させなければならないこと。

(揭示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、
指定介護予防支援事業所の見やすい場
所に、運営規程の概要、担当職員の勤
務の体制その他の利用申込者のサービ
スの選択に資すると認められる重要事
項 _____
_____ を揭示しなければならない。
い。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に
規定する事項を記載した書面を当該指
定介護予防支援事業所に備え付け、か
つ、これをいつでも関係者に自由に閲
覧させることにより、同項の規定によ

る掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第17条の規定による区への通知に係る記録

(3)及び(4) 略

(5) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) 略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に

る掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第17条に規定する区への通知に係る記録

(3)及び(4) 略

(5) 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) 略

当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) 略

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア サービスの提供を開始する月の翌月以後少なくとも3月に1回

_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月以後3月ごとの期間（以下このイにおい

(3)～(15) 略

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア サービスの提供を開始する月の翌月以後少なくとも3月に1回

並びにサービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

_____、利用者に面接すること。

て「期間」という。)について、
少なくとも連続する2期間に1
回、利用者の居宅を訪問し、利用
者に面接するときは、利用者の居
宅を訪問しない期間において、テ
レビ電話装置等を活用して、利用
者に面接することができるものと
する。

(ア) テレビ電話装置等を活用し
て面接を行うことについて、文
書により利用者の同意を得てい
ること。

(イ) サービス担当者会議等にお
いて、次に掲げる事項について
主治の医師、担当者その他の関
係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定
していること。

b 利用者がテレビ電話装置等
を活用して意思疎通を行うこ
とができること。

c 担当職員が、テレビ電話装
置等を活用したモニタリング
では把握できない情報につい
て、担当者から提供を受ける
こと。

ウ サービスの評価期間が終了する
月及び利用者の状況に著しい変化
があったときは、利用者の居宅を

訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月
(イただし書の規定によりテレビ
電話装置等を活用して利用者に面
接する月を除く。)においては、
可能な限り、指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業所（指定介
護予防サービス等基準第117条
第1項に規定する指定介護予防通
所リハビリテーション事業所をい
う。）を訪問する等の方法により
利用者に面接するよう努めるとと
もに、当該面接ができない場合に
あつては、電話等により利用者との
連絡を行うこと。

オ 略

(17)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者であ
る指定介護予防支援事業者は、法第
115条の30の2第1項の規定に
より区長から情報の提供を求められ
た場合には、その求めに応じなけれ
ばならない。

イ 利用者の居宅を訪問しない月

_____においては、
可能な限り、指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業所（指定介
護予防サービス等基準第117条
第1項に規定する指定介護予防通
所リハビリテーション事業所をい
う。）を訪問する等の方法により
利用者に面接するよう努めるとと
もに、当該面接ができない場合に
あつては、電話等により利用者との
連絡を行うこと。

ウ 略

(17)～(28) 略

第4条による改正（杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関
する条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
(管理者)			(管理者)		

第5条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が _____ 他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること _____

第5条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所に

等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交

において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合
等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交

付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

6 略

7 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

8 略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1）及び（2） 略

（3） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

5 略

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

7 略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1）及び（2） 略

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等 又

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又

は薬剤師に提供するものとする。

(17) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回 _____、利用者面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を利用して、利用者面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を利用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定

は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

していること。

b 利用者がテレビ電話装置等
を活用して意思疎通を行うこ
とができること。

c 介護支援専門員が、テレビ
電話装置等を活用したモニタ
リングでは把握できない情報
について、担当者から提供を
受けること。

ウ 略

(18) 略

(19) 第5号から第14号までの規
定は、第15号の居宅サービス計画
の変更について準用する。

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 指定居宅介護支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定に
基づき、地域包括支援センターの設

イ 略

(16) 略

(17) 第3号から第12号までの規
定は、第13号の居宅サービス計画
の変更について準用する。

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 指定居宅介護支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定に
基づき、_____

置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(33) 略

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者

_____指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 略

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者

に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 略

イ 第15条第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(2) 第15条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第15条第15号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(4) 第18条の規定による区市町村への通知に係る記録

(5) 略

(6) 略

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において

に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 略

イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

(2) 第15条第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(3) 第18条に規定する区市町村への通知に係る記録

(4) 略

(5) 略

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において

書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第30号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第6号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に」を削り、「を掲示しなければ」を「について、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第2条 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号カ（テ）中「こと」を「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されていること」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は_____</p> <p>____、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる<u>重要事項</u>について、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p>	<p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ_____ならない。</p>

第2条による改正（杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)

第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(ツ) 略

(テ) 当該施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)

第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(ツ) 略

(テ) 当該施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示されていること

(公衆によって直接受信される
ことを目的として公衆からの求
めに応じ自動的に送信を行うこ
とをいい、放送又は有線放送に
該当するものを除く。) により
公衆の閲覧に供されているこ
と。

(ト)～(ニ) 略

(2)～(4) 略

—。

(ト)～(ニ) 略

(2)～(4) 略

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第7号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項第8号イの規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「新法」という。）第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を新法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者が杉並区営住宅の使用の申込みをする場合について適用し、改正法による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「旧法」という。）第10条第1項（旧法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる保護命令の申立てに係る事件について旧法第10条第1項（旧法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令を含む。）の申立てを行った者が杉並区営住宅の使用の申込みをする場合については、なお従前の例による。

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により裁</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項(</u> <u>_____配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により裁</p>

判所がした命令の申立てを行った
者で当該命令がその効力を生じた
日から起算して5年を経過してい
ないもの

3～5 略

判所がした命令の申立てを行った
者で当該命令がその効力を生じた
日から起算して5年を経過してい
ないもの

3～5 略

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第8号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和29年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3,063人」を「3,221人」に、「66人」を「57人」に、「362人」を「353人」に、「3,467人」を「3,616人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員の定数)	(職員の定数)
第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3, 221人</u>	1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3, 063人</u>
2 略	2 略
3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員	3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員
ア 略	ア 略
イ 学校教育職員 <u>57人</u>	イ 学校教育職員 <u>66人</u>
計 <u>353人</u>	計 <u>362人</u>
4～6 略	4～6 略
合計 <u>3, 616人</u>	合計 <u>3, 467人</u>
2～4 略	2～4 略

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第9号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「及び第3項」を「、第3項及び第5項」に改め、同表の7の2の項及び9の2の6の項中

「 ウ 2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの 24 0,000円 エ 1万平方メートルを超え5万平方 メートル以内のもの 319,00 0円 オ 5万平方メートルを超えるもの 587,000円 」	を	「 ウ 2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの 24 0,000円 」	に改
---	---	--	----

める。

別表第1の123の8の2の項及び123の8の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の123の8の4の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の123の9の項から123の11までの項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考6、

備考7、備考9及び備考10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第2の12の項中「都民税」の次に「並びに森林環境税」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第1条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「旧法」という。）」に、「同法第34条第1項」を「旧法第34条第1項」に、「同法第36条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項」に改める。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

附則第2項による改正（杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に<u>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第1条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「旧法」という。）第35条第1項の認定を受けている又は旧法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第1の123の10の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</u></p> <hr/> <p>第35条第1項の認定を受けている又は<u>同法第34条第1項</u>の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の<u>同法第36条第1項</u></p> <hr/> <p>の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第1の123の10の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。</p>

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第10号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例

杉並区中小企業資金融資あつせん条例（昭和43年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 5 現に事業資金の融資を受け、当該事業資金を借り換えようとする者が、令和6年4月1日から区長が別に定める日までの間に経営安定運転特例小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあつせんの申込みをした場合における第2条第7号及び第8号並びに第6条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条第7号及び第8号中「運転資金」とあるのは「資金」と、第6条第2項及び第3項中「700万円」とあるのは「2,000万円」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第11号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万7,320円」を「3万5,040円」に改め、同項第2号中「4万8,600円」を「4万6,080円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第3号中「5万8,200円」を「5万3,040円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第4号中「6万3,000円」を「6万5,280円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第5号中「7万4,400円」を「7万6,800円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第6号中「7万8,600円」を「8万1,480円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第7号中「8万8,800円」を「9万1,440円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第8号中「10万4,400円」を「10万7,520円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第9号中「12万円」を「12万3,720円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第10号中「14万400円」を「14万5,200円」に改め、

0円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第11号中「16万3,800円」を「16万8,960円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第12号中「18万6,000円」を「19万2,000円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」を加え、同項第13号中「20万1,000円」を「20万7,360円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ、第15号イ若しくは第16号イ」を加え、同項第14号中「22万3,200円」を「27万6,480円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 23万400円

ア 合計所得金額が3,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 24万5,760円

ア 合計所得金額が4,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 26万1,120円

ア 合計所得金額が5,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第

1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第13条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「2万2,440円」を「2万1,960円」に改め、同項第2号中「3万円」を「3万720円」に改め、同項第3号中「5万4,480円」を「5万2,680円」に改める。

第15条第3項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第13号まで」を「第16号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条及び第15条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万5,040円</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4万6,080円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万7,320円</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4万8,600円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>

(3) 次のいずれかに該当する者 5
万3,040円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(4) 次のいずれかに該当する者 6
万5,280円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する

(3) 次のいずれかに該当する者 5
万8,200円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(4) 次のいずれかに該当する者 6
万3,000円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する

者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 7
万6, 800円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 8
万1, 480円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 7
万4, 400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ
_____に該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 7
万8, 600円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ
_____に
該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 9
万1, 440円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 1
0万7, 520円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 1
2万3, 720円

(7) 次のいずれかに該当する者 8
万8, 800円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ
_____に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 1
0万4, 400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ
_____に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 1
2万円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

（10） 次のいずれかに該当する者

14万5,200円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

（11） 次のいずれかに該当する者

16万8,960円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

（10） 次のいずれかに該当する者

14万400円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

（11） 次のいずれかに該当する者

16万3,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者

19万2,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者

20万7,360円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第15号イ若しくは第

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イ _____
_____に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者

18万6,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ _____
_____に該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者

20万1,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。） _____

16号イに該当する者を除く。)
(14) 次のいずれかに該当する者
23万400円
ア 合計所得金額が3,500万円
未満である者であり、かつ、前各
号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課
される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の(令第39条第1項第1号イ
((1)に係る部分を除く。) 又
は次号イ若しくは第16号イに該
当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者
24万5,760円
ア 合計所得金額が4,500万円
未満である者であり、かつ、前各
号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課
される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の(令第39条第1項第1号イ
((1)に係る部分を除く。) 又
は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者
26万1,120円
ア 合計所得金額が5,500万円

_____に該当する者を除く。)

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（17） 前各号のいずれにも該当しない者 27万6,480円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に該当する者 2万1,960円

（2） 前項第2号に該当する者 3万720円

（3） 前項第3号に該当する者 5万2,680円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福

（14） 前各号のいずれにも該当しない者 22万3,200円

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（14） 前各号のいずれにも該当しない者 22万3,200円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に該当する者 2万2,440円

（2） 前項第2号に該当する者 3万円

（3） 前項第3号に該当する者 5万4,480円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福

社年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。））、ロ若しくはニ又はこの条例第１３条第１項第２号イ、第３号イ、第４号イ、第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ若しくは第１６号イに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号又はこの条例第１３条第１項第２号から第１６号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

社年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。））、ロ若しくはニ又はこの条例第１３条第１項第２号イ、第３号イ、第４号イ、第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ若しくは第１３号イ _____ に該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号又はこの条例第１３条第１項第２号から第１３号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第12号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第13条の3第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者

に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同条第1号中「100分の7.17（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の54）」を「100分の8.69（基礎賦課総額の100分の62）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「4万5,000円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46）」を「4万9,100円（基礎賦課総額の100分の38）」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第14条の5から第14条の8までを次のように改める。

第14条の5から第14条の7まで 削除

（基礎賦課限度額）

第14条の8 第13条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条の9の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同条第1号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の12の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同条第1号中「100分の2.42（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60）」を「100分の2.80（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の61）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「1万5,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分

の40」を「1万6,500円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39）」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第14条の13から第14条の16までを次のように改める。

第14条の13から第14条の15まで 削除

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の16 第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第15条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の4第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改める。

第18条中「、第14条の5」及び「、第14条の13」を削り、「若しくは第18条の3各号」を「、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号」に改める。

第18条の2中「又は第14条の5」及び「又は第14条の13」を削り、「2万円」を「24万円」に改め、同条第1号ア中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号イ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号ア中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第18条の3第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号イ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号エ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同条第2号ア中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号イ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ウ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号エ中「7,550円」を「8,250円」に改め

る。

第18条の4第1項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の2各号」に改め、同項第2号ア中「1万3,500円」を「1万4,730円」に改め、同号イ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号ウ中「3万6,000円」を「3万9,280円」に改め、同号エ中「4万5,000円」を「4万9,100円」に改め、同項第4号ア中「4,530円」を「4,950円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1万2,080円」を「1万3,200円」に改め、同号エ中「1万5,100円」を「1万6,500円」に改め、同項第6号ア中「4,860円」を「4,950円」に改め、同号イ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1万2,960円」を「1万3,200円」に改め、同号エ中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改め、同条第2項中「前項に規定する額を決定する場合において、」を「前項各号の規定により算定した額に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の3から第14条まで、第14条の4から第15条まで、第15条の4及び第18条から第18条の4までの規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(_____ 基礎賦課総額)</p> <p>第13条の3 保険料の賦課額のうち _____</p> <hr/> <p>_____ 基礎賦課額(第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 _____ の _____ の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条の3 保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。</u>に係る基礎賦課額(第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 <u>(一般被保険者に係るものに限る。)</u> の _____ の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費</p>

用 _____ の額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。） _____ の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す

用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。） が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す

る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額_____

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 略
- イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定に

る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 略
- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定に

より交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換

より交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換

支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (

_____ 法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金 _____

_____ を除く。) の額

(_____ 基礎賦課額)

第13条の4 保険料の賦課額のうち _____ 基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき _____ 算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(_____ 基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者 _____ に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第3

支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法

附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の

額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第13条の4 保険料の賦課額のうち 一般被保険者に係る基礎賦課額 は、当該世帯に属する 一般被保険者 につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第3

5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後

5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)

の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)

の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（_____基礎賦課額の保険料率）

第14条の4 基礎賦課額

_____の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の8.69
（基礎賦課総額の100分の62

_____）に相当する額を被保険者_____に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき4万9,100円（基礎賦課

の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第14条の4 一般被保険者に係る基礎

賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.17
（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の54に相当する額を一

般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき4万5,000円（一般被保

総額の100分の38
_____に相当する額を当該年度の前
年度及びその直前の2箇年度の各年
度における被保険者の_____数等を勘
案して算定した数で除して得た額)
第14条の5から第14条の7まで 削
除

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4の基礎賦課
額は、65万円を超えることができな
い。

険者に係る基礎賦課総額の100分
の46に相当する額を当該年度の前
年度及びその直前の2箇年度の各年
度における一般被保険者の数等を勘
案して算定した数で除して得た額)
(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第14条の5 保険料の賦課額のうち退
職被保険者等に係る基礎賦課額は、当
該世帯に属する退職被保険者等につき
算定した所得割額及び被保険者均等割
額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所
得割額の算定)

第14条の6 前条の所得割額は、退職
被保険者等に係る賦課期日の属する年
の前年の所得に係る基礎控除後の総所
得金額等に、第14条の4の所得割の
保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定)

第14条の7 第14条の5の被保険者
均等割額は、第14条の4第1項第2
号の規定により算定した額と同額とす
る。

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4又は第14
条の5の基礎賦課額（一般被保険者と
退職被保険者等が同一の世帯に属する
場合には、第13条の4の基礎賦課額

(_____ 後期高齢者支援金
等賦課総額)

第14条の9 保険料の賦課額のうち後
期高齢者支援金等賦課額

_____ (第18条の2から第18条の
4までの規定により後期高齢者支援金
等賦課額を減額するものとした場合に
あつては、その減額することとなる額
を含む。)の総額(以下「後期高齢者
支援金等賦課総額」という。)は、第
1号に掲げる額の見込額から第2号に
掲げる額の見込額を控除した額を基準
として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
(都の国民健康保険に関する特別会
計において負担する後期高齢者支援
金等及び病床転換支援金等の納付に
要する費用に充てる部分 _____

_____に限る。次号において
同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額
の合算額

ア 法附則第7条 _____の規定により読

と第14条の5の基礎賦課額との合算
額をいう。第18条、第18条の2及
び第18条の4において同じ。)は、
65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金
等賦課総額)

第14条の9 保険料の賦課額のうち一
般被保険者に係る後期高齢者支援金等
賦課額

(第18条の2から第18条の
4までの規定により後期高齢者支援金
等賦課額を減額するものとした場合に
あつては、その減額することとなる額
を含む。)の総額(以下「後期高齢者
支援金等賦課総額」という。)は、第
1号に掲げる額の見込額から第2号に
掲げる額の見込額を控除した額を基準
として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
(都の国民健康保険に関する特別会
計において負担する後期高齢者支援
金等及び病床転換支援金等の納付に
要する費用に充てる部分 であつて、
都が行う国民健康保険の一般被保険
者に係るものに限る。次号において

同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額
の合算額

ア 法附則第22条 _____の規定により読

み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（

_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（_____後期高齢者支援金等賦課額）

第14条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者_____につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（_____後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第14条の11 前条の所得割額は、被保険者_____に係る賦課期日の属する年

み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（

（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第14条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者_____につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第14条の11 前条の所得割額は、一般被保険者_____に係る賦課期日の属する年

第14条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第14条の15 第14条の13の被保険者均等割額は、第14条の12第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えない。

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条、第18条の2及び第18条の4において同じ。）は、22万円を超える

(介護納付金賦課総額)

第15条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

ことができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

(
法第72条の3
 第1項及び第72条の3の3第1
 項の規定による繰入金を除く。)
 の額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者
 に係る介護納付金賦課額の保険料率
 は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 被保険者1人
 につき1万6,500円 (介護納付
 金賦課総額の100分の41に相当
 する額を当該年度の前年度及びその
 直前の2箇年度の各年度における介
 護納付金賦課被保険者の数等を勘案
 して算定した数で除して得た額)

(賦課期日後において納付義務の発生、
 消滅又は被保険者数の異動等があつた場
 合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義
 務が発生した場合、1世帯に属する被
 保険者数が増加し、若しくは減少した
 場合、1世帯に属する被保険者が介護
 納付金賦課被保険者となつた若しくは
 介護納付金賦課被保険者でなくなつた
 場合又は政令第29条の7の2第2項
 に規定する特例対象被保険者等 (以下
 「特例対象被保険者等」という。) と

(法附則第9条第1項の規定によ
り読み替えられた法第72条の3
 第1項及び第72条の3の3第1
 項の規定による繰入金を除く。)
 の額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者
 に係る介護納付金賦課額の保険料率
 は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 被保険者1人
 につき1万6,200円 (介護納付
 金賦課総額の100分の41に相当
 する額を当該年度の前年度及びその
 直前の2箇年度の各年度における介
 護納付金賦課被保険者の数等を勘案
 して算定した数で除して得た額)

(賦課期日後において納付義務の発生、
 消滅又は被保険者数の異動等があつた場
 合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義
 務が発生した場合、1世帯に属する被
 保険者数が増加し、若しくは減少した
 場合、1世帯に属する被保険者が介護
 納付金賦課被保険者となつた若しくは
 介護納付金賦課被保険者でなくなつた
 場合又は政令第29条の7の2第2項
 に規定する特例対象被保険者等 (以下
 「特例対象被保険者等」という。) と

なつた場合における当該納付義務者に係る第13条の4 _____、第14条の10 _____若しくは第15条の2の額又は次条各号、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の4 _____、第14条の10 _____若しくは第15条の2の額又は次条各号、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が

なつた場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の5、第14条の10、第14条の13若しくは第15条の2の額又は次条各号若しくは第18条の3各号

_____に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の5、第14条の10、第14条の13若しくは第15条の2の額又は次条各号若しくは第18条の3各号

_____に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が

月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4 _____の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10 _____の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した

月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した

日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用が

日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用が

ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及

ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及

び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3 万 4, 3 7 0 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1, 5 5 0 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1, 5 5 0 円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 2 9 万 5, 0 0 0 円 に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当す

えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3 万 1, 5 0 0 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 5 7 0 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1, 3 4 0 円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 2 9 万円 に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当す

る者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万4,550円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,250円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,250円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

る者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万2,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9, 820円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 300円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 300円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 7, 365円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万2, 275円

ウ 前条第3号アに規定する金額を

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9, 000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 020円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 240円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 6, 750円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 250円

ウ 前条第3号アに規定する金額を

減額した世帯 1万9,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万4,550円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,475円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,125円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,250円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第14条の

減額した世帯 1万8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,500円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,775円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第14条の

8、第14条の16及び第15条の5に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2各号で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,730円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

8、第14条の16及び第15条の5に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万3,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万4,550円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万9,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万9,100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,950円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万2,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万6,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万5,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,530円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

<p>イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8, 250円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 550円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3, 200円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2, 080円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6, 500円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万5, 100円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</p>	<p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</p>
<p>ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 950円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 860円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8, 250円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万3, 200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6, 500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号の規定により算定した額に _____ 1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8, 100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万2, 960円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6, 200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する額を決定する場合に おいて、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第13号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨

(6) 法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項

第3条の2中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項

第4条中「及び」の次に「第30条の4第2項並びに」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第30条の4第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報

第5条第1項中「住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）」を「第3条の2各号及び前条各号に掲げる事項」に、「住民票記載事項に」を「住民票等記載事項に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項に掲げる事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「住民票記載事項」を「住民票等記載事項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上

並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p> <p>第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨</u></p> <p>(6) <u>法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p> <p>第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び<u>第30条の4第1第2項並びに令第13条第4項</u>の規定に基づき、電子計算機から</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び_____令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から</p>

電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 法第30条の4第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報

(10) 略

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った第3条の2各号及び前条各号に掲げる事項

_____の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票等記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第9条第1項の規定による他の市町村から区内に住所を変更した者に係る当該他の市町村長への通知

(2) 法第9条第1項の規定による区から他の市町村の区域内に住所を変更した者に係る区長への通知

- (3) 法第12条の4第2項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知
- (4) 法第12条の4第3項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知
- (5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知
- (6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の区長への通知
- (7) 法第24条の2第3項及び第6項の規定による政令で定める事項の転入予定地市町村長及び転入地市町村長への通知
- (8) 法第24条の2第5項の規定による最初の転入届等を受けて行う転出地市町村長への通知
- (9) 法第30条の6第1項（令第30条の14第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び令第13条第3項の規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

2 区長は、前項に規定する事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

3 区長は、第1項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票等記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2～4 略

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2～4 略

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第14号

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

杉並区立コミュニティふらっと条例（令和2年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立コミュニティふらっと本天沼の項の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと高円寺南	杉並区高円寺南二丁目40番24号
--------------------	------------------

別表第1 付記を次のように改める。

付記

- 1 杉並区立コミュニティふらっと永福は、杉並区立永福図書館との複合的施設として設置する。
- 2 杉並区立コミュニティふらっと高円寺南は、杉並区立高円寺図書館との複合的施設として設置する。

別表第3（1）杉並区立コミュニティふらっと永福の部の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと高円寺南	第1集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第2集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第3集会室（キッチンを使用する場合）	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第3集会室（キッチンを使用しない場合）	1,400円	900円	900円	300円
	第4集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第1多目的室	2,800円	1,900円	1,900円	700円
	第2多目的室	6,800円	4,500円	4,500円	1,700円

別表第3（2）杉並区立コミュニティふらっと永福の部の次に次のように加える。

--	--

杉並区立コミュニティふら つと高円寺南	楽器練習室	300円
------------------------	-------	------

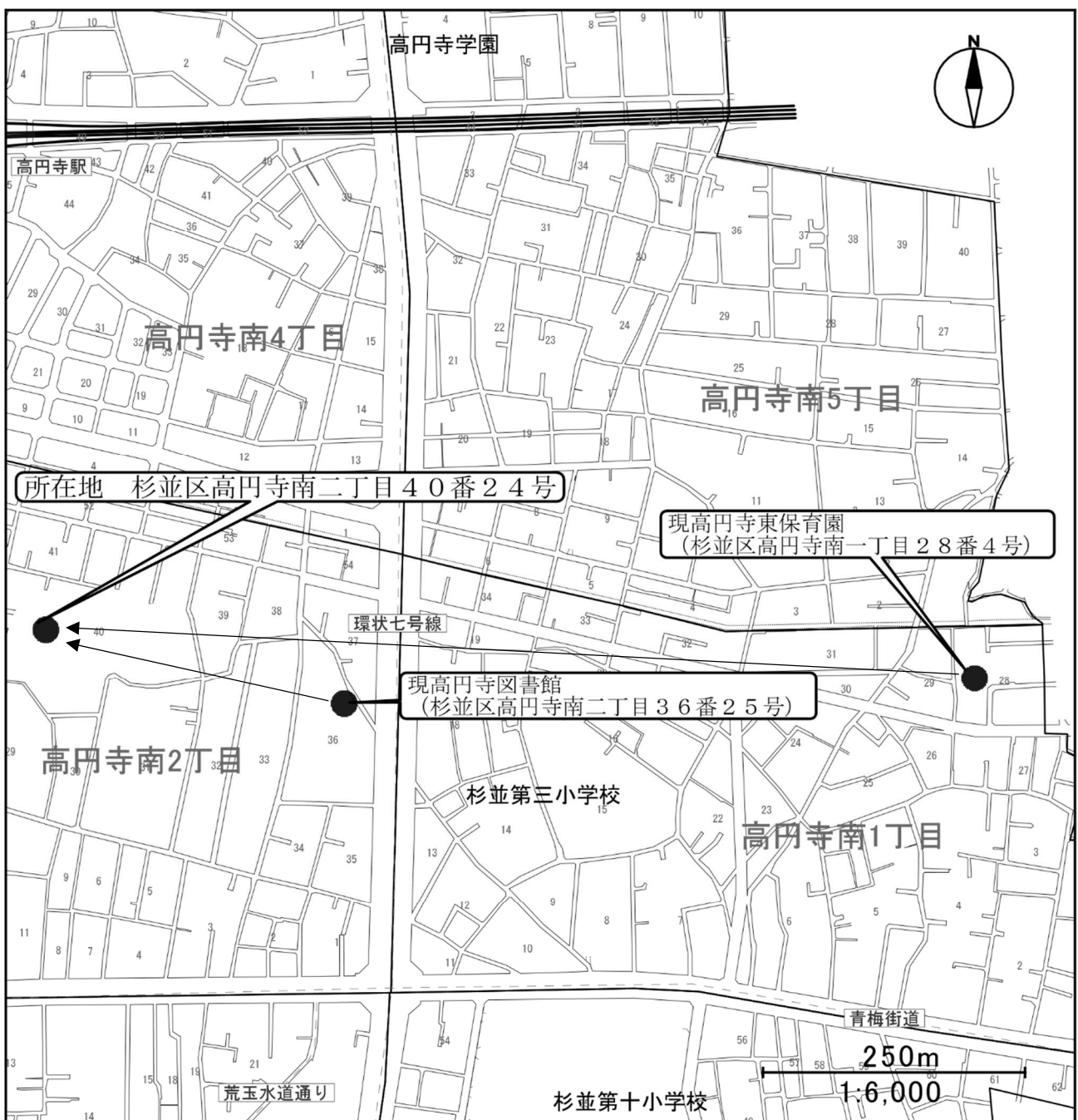
附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立コミュニティふらつと条例別表第3に規定する杉並区立コミュニティふらつと高円寺南の施設の使用の承認その他のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 施行日前に、区長に対して行われた杉並区立コミュニティふらつと高円寺南の使用の申請その他の行為又は区長が行った杉並区立コミュニティふらつと高円寺南の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。
- 4 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（3）高円寺区民事務所の部を削る。

案 内 図

杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
杉並区立高円寺東保育園
杉並区立高円寺図書館

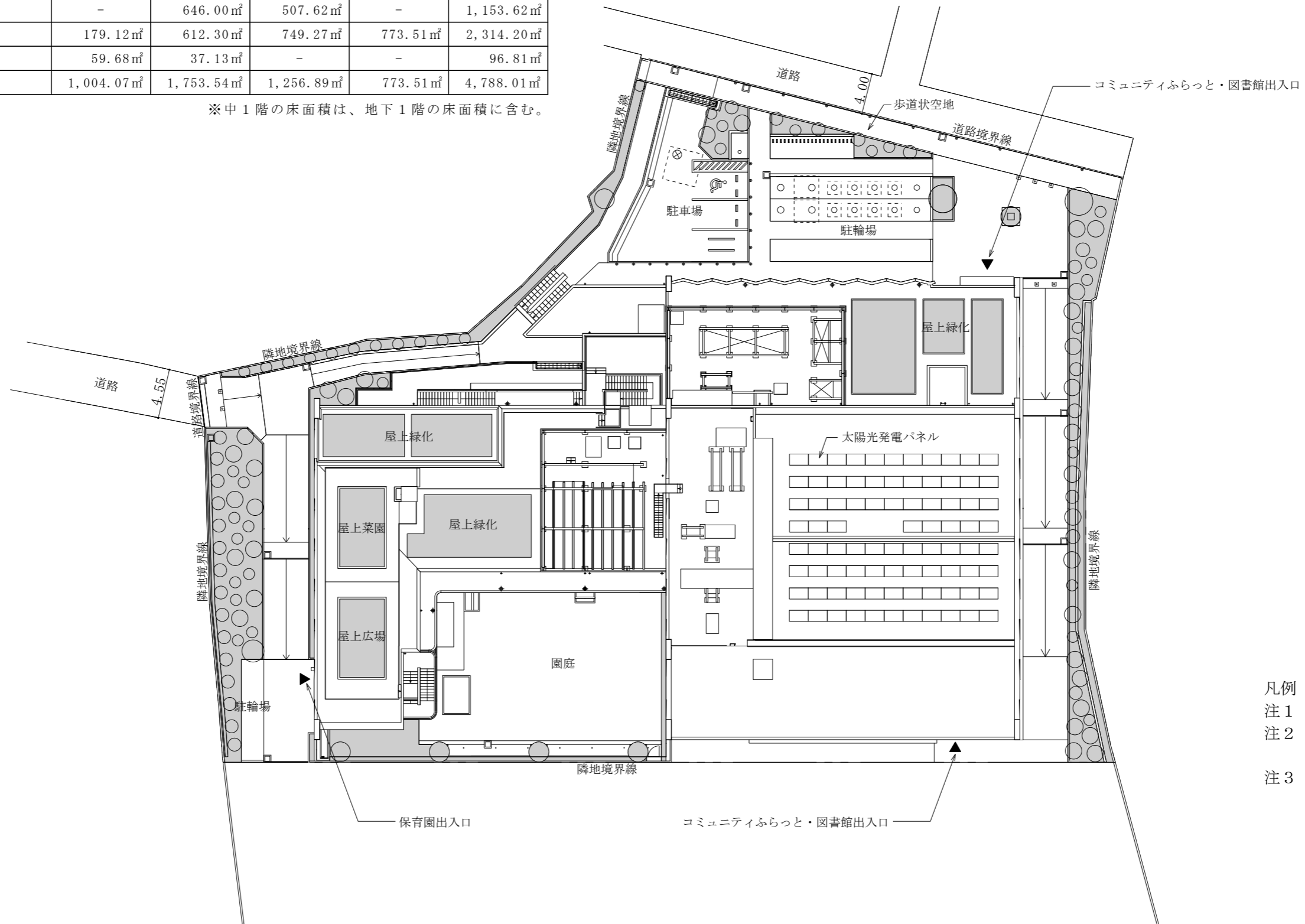


杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
 杉並区立高円寺東保育園
 杉並区立高円寺図書館

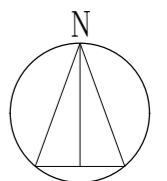
配置図

構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上3階建て					
敷地面積	3,945.01㎡					
建築面積	2,046.64㎡					
延床面積		地下1階	1階	2階	3階	計
	コミュニティふらっと高円寺南	765.27㎡	458.11㎡	-	-	1,223.38㎡
	高円寺東保育園	-	646.00㎡	507.62㎡	-	1,153.62㎡
	高円寺図書館	179.12㎡	612.30㎡	749.27㎡	773.51㎡	2,314.20㎡
	防災倉庫	59.68㎡	37.13㎡	-	-	96.81㎡
	計	1,004.07㎡	1,753.54㎡	1,256.89㎡	773.51㎡	4,788.01㎡

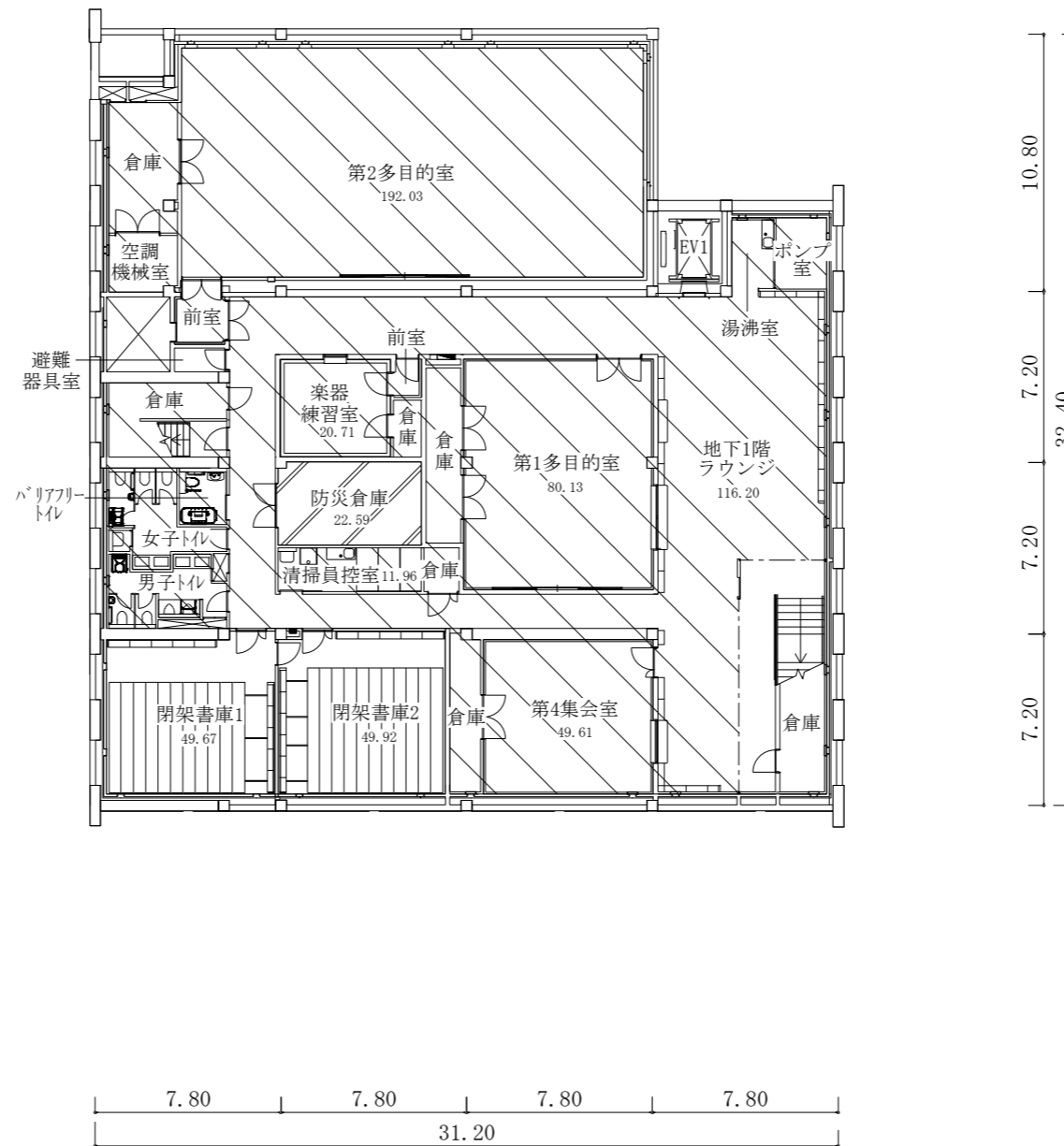
※中1階の床面積は、地下1階の床面積に含む。

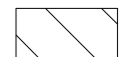

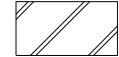


- 凡例
- 注1 ▲ は、主要出入口を示す。
 - 注2 — は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
 - 注3 寸法の単位は、mとする。


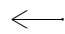


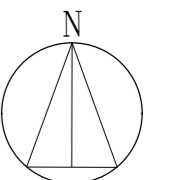
S=1/400



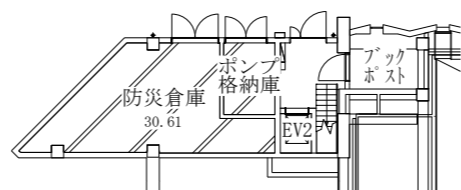
-  : 杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
-  : 杉並区立高円寺図書館
-  : 防災倉庫

凡例

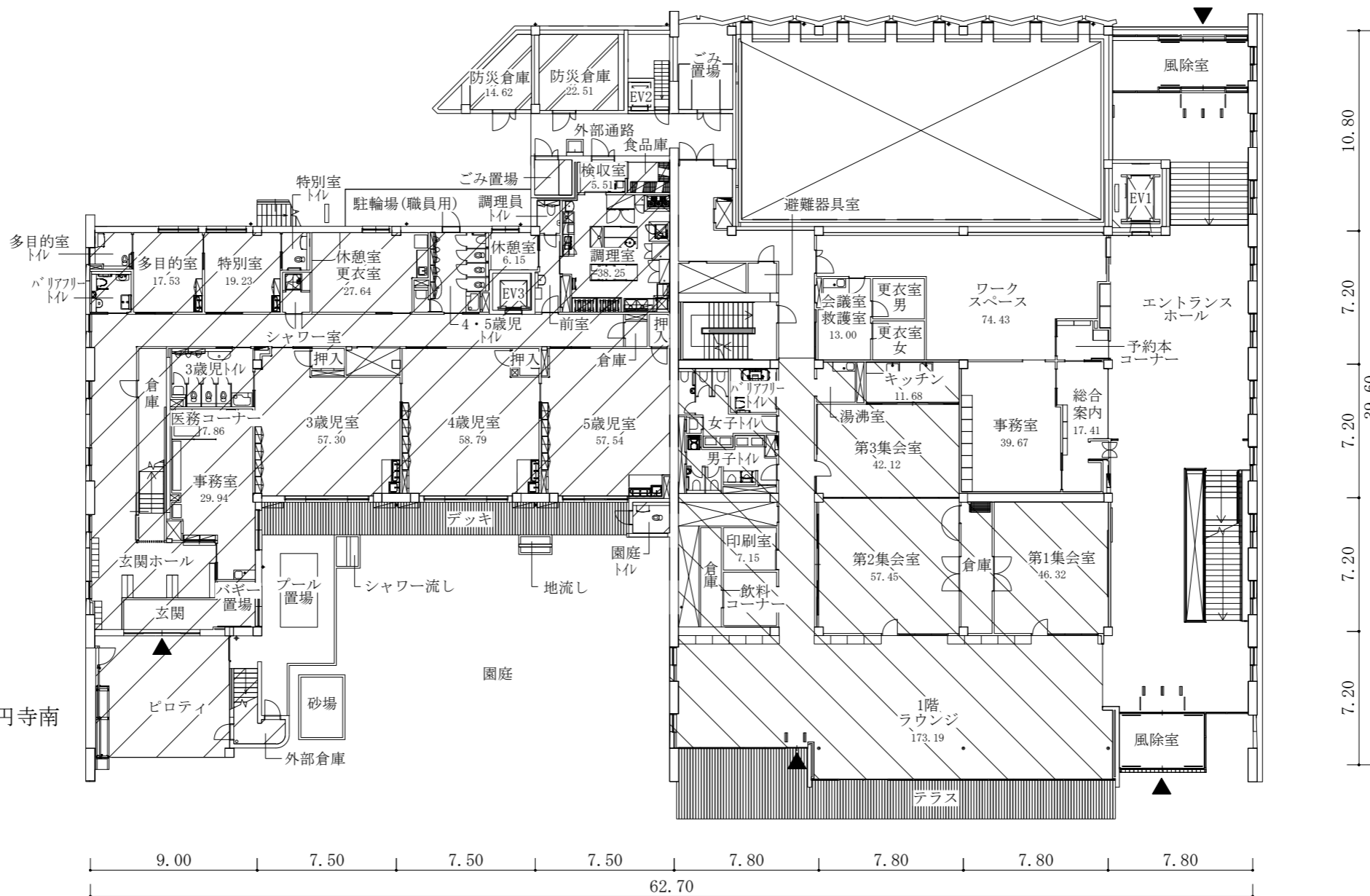
- 注1  は、パイプスペースを示す。
- 注2  は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積 (m²)を示す。

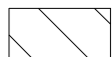
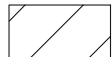




S=1/300

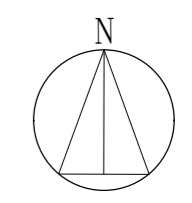


中1階平面図



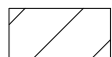

-  : 杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
-  : 杉並区立高円寺東保育園
-  : 杉並区立高円寺図書館
-  : 防災倉庫

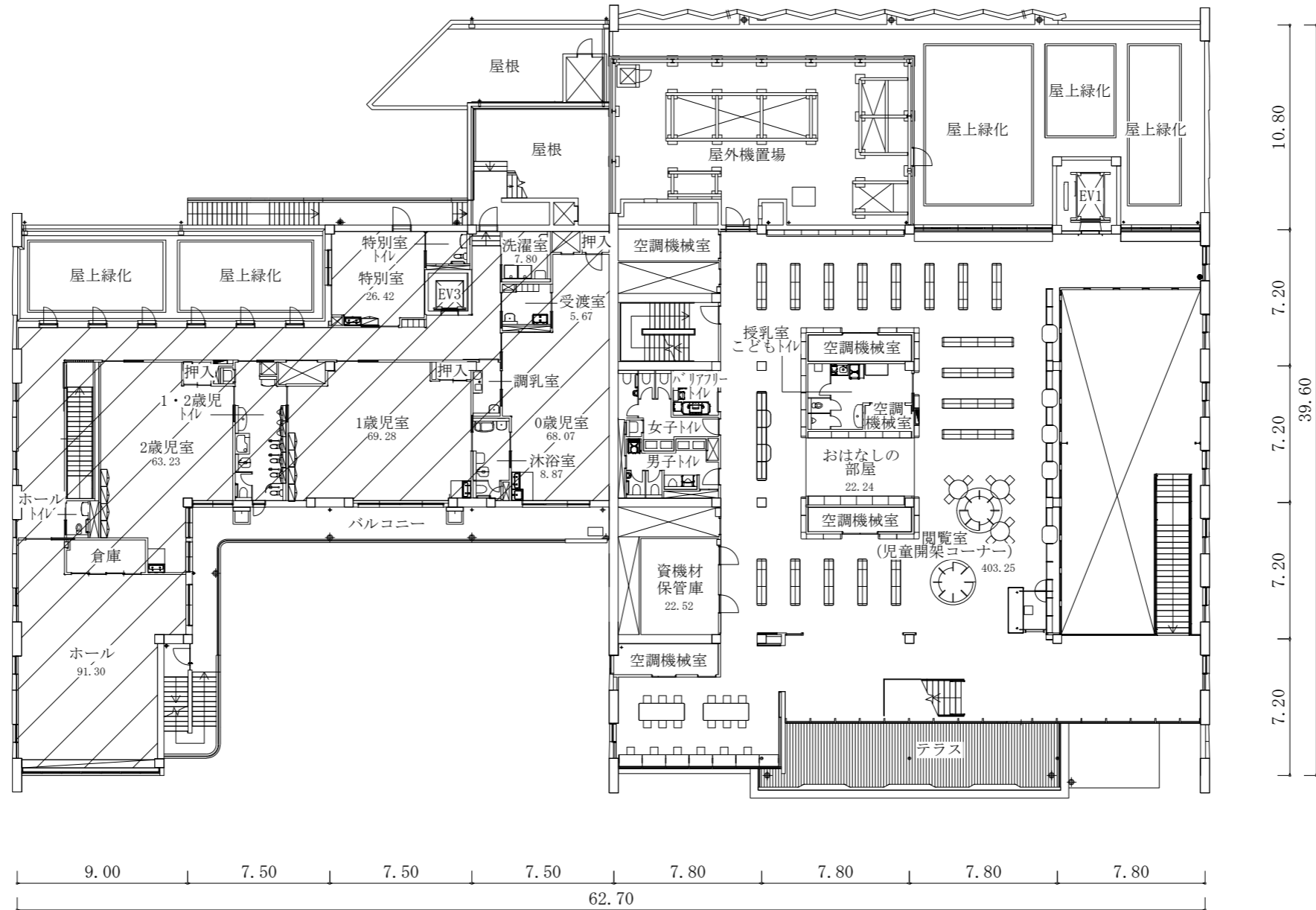
- 凡例
- 注1 ▲ は、主要出入口を示す。
 - 注2 ◻ は、吹抜け又はパイプスペースを示す。
 - 注3 ← は、階段の上がり方向を示す。
 - 注4 寸法の単位は、mとする。
 - 注5 各室の数字は、面積 (㎡)を示す。


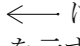


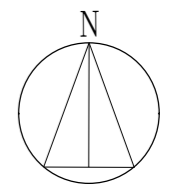
S=1/300

1階平面図

 : 杉並区立高円寺東保育園
 : 杉並区立高円寺図書館




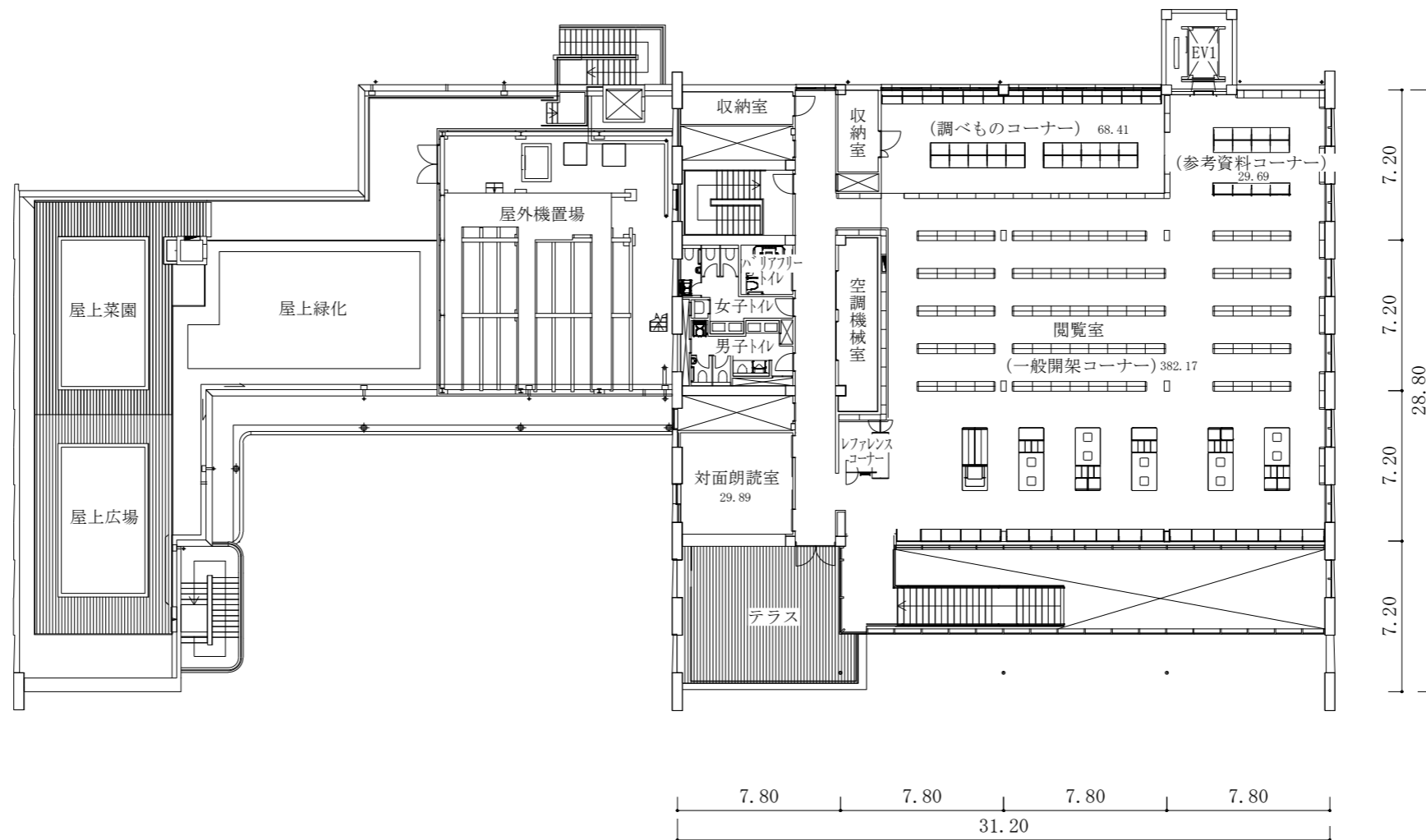
- 凡例
- 注1  は、吹抜け又はパイプスペースを示す。
 - 注2  は、階段の上がり方向を示す。
 - 注3 寸法の単位は、mとする。
 - 注4 各室の数字は、面積 (㎡)を示す。




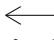
S=1/300

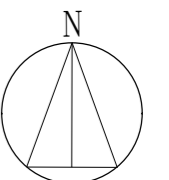
2階平面図

 : 杉並区立高円寺図書館



凡例

- 注1  は、吹抜け又はパイプスペースを示す。
- 注2  は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積 (㎡)を示す。



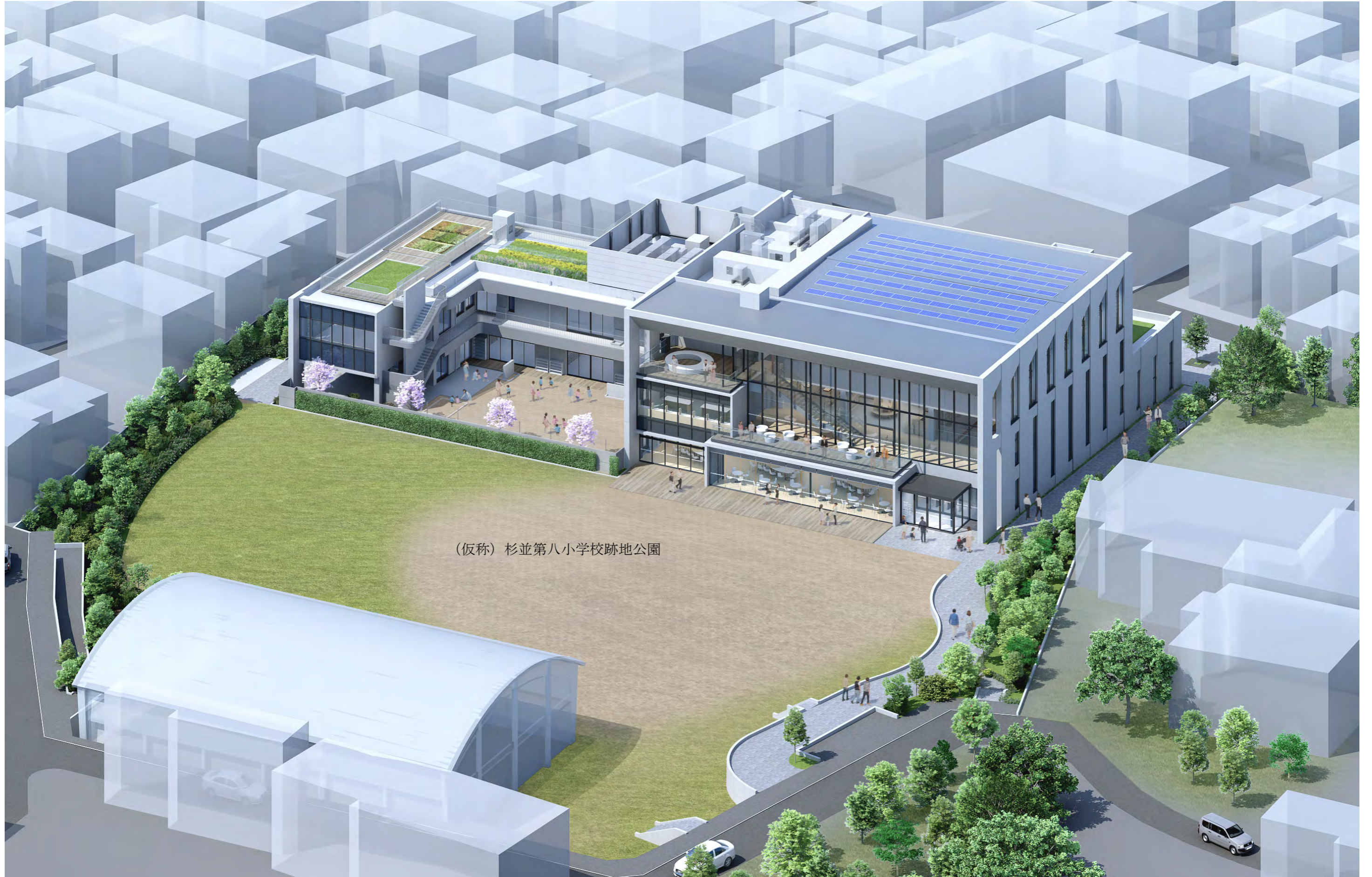
S=1/300

3階平面図

杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
杉並区立高円寺東保育園
杉並区立高円寺図書館

透視図

資料 7



(仮称) 杉並第八小学校跡地公園

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第15号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立高円寺東保育園の項中「杉並区高円寺南一丁目28番4号」を「杉並区高円寺南二丁目40番24号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第16号

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

杉並区立図書館条例（昭和57年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表杉並区立高円寺図書館の項中「杉並区高円寺南二丁目36番25号」を「杉並区高円寺南二丁目40番24号」に改め、同表付記を次のように改める。

付記

- 1 杉並区立永福図書館は、杉並区立コミュニティふらっと永福との複合的施設として設置する。
- 2 杉並区立高円寺図書館は、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南との複合的施設として設置する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において杉並区教育委員会規則で定める日から施行する。